

資 料

8. 佐賀県市町職員 人材育成基本方針 【令和6年度から5年間】

佐賀県内自治体職員が、公務員として必要な能力を身につけ、目指すべき職員像に近づくよう支援するため、市町と協会が連携し人材育成するもの

目指すべき職員像

● 住民の信頼に応える職員

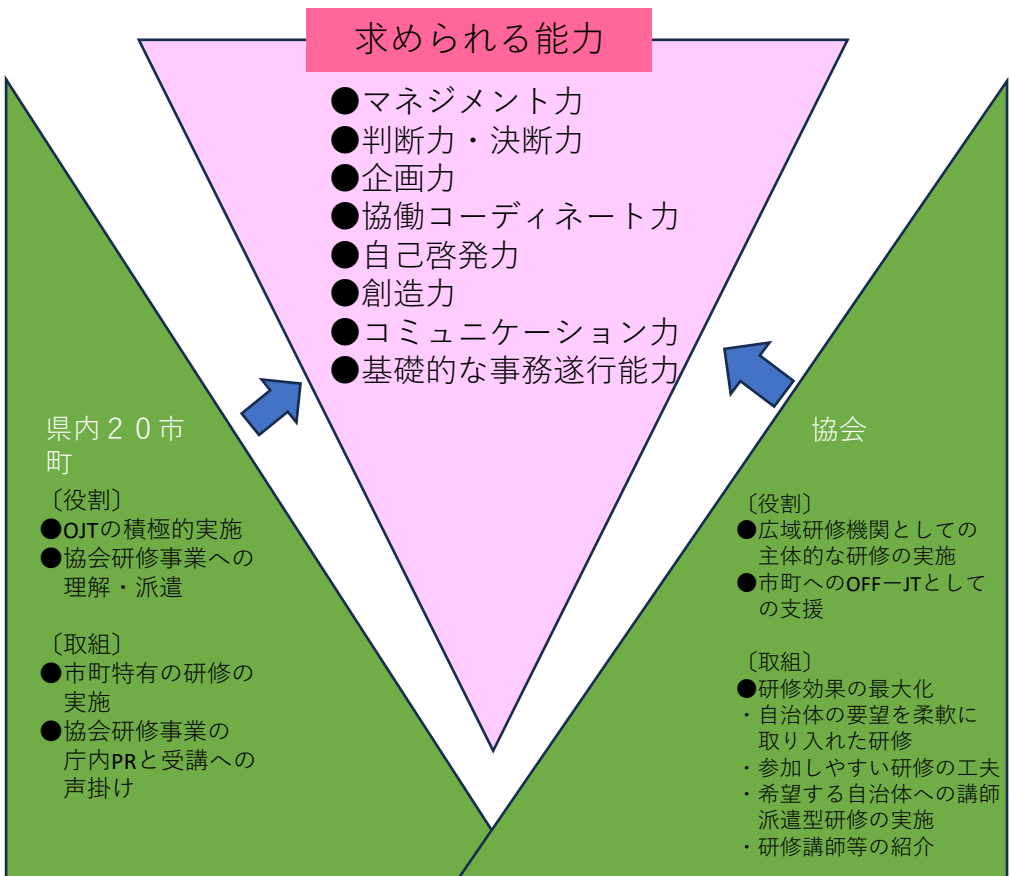
常に全体の奉仕者としての強い使命感と責任を持ち、住民の信頼に応えられる職員

● 経営感覚を持った職員

住民の立場に立ち、コスト意識の高い効果的・効率的な職務を遂行できる経営感覚のある職員

● 課題に対し積極的かつ柔軟に対応する職員

幅広い視野で積極的に問題の解決に取り組むと共に、自らの可能性に挑戦する職員



9. 各自治体の「目指すべき職員像」

〔佐賀市〕

- 市民に信頼され、自ら考え行動する職員

〔唐津市〕

- 市民に信頼される職員
- 経営感覚を持った職員
- 課題対しの確に対応する職員
- 郷土愛を持った職員

〔鳥栖市〕

- “笑顔あふれる” “活力あふれる” “交流ひろがる” 職員

〔多久市〕

- 情熱あふれる職員
- 市民と歩む職員
- 明日にはばたく職員

〔伊万里市〕

- 市民の視点に立つ “市民感覚” を有する職員
- 高い専門性とスピード・コスト意識を持つ “プロ意識・経営感覚” を有する職員
- 変革に挑戦し、行動力を備える “チャレンジ精神” を有する職員

〔武雄市〕

- 信頼される職員
- 協働する職員
- 挑戦する職員
- 創造する職員

〔鹿島市〕

- 市民と共に生き、市民に親しまれ信頼される職員
- 常に問題意識を持ち、従来の慣習にとらわれず柔軟な発想と創造性豊かな職員
- 常に自己変革に意欲を有し、時代に即した知識の習得に積極的に取り組む職員
- 高度の倫理観とマナーを身につけた職員

〔小城市〕

- 倫理観と使命感を持ち自らを磨く職員
- 市民との協働を進める職員
- 未来を創り出す政策を立案する職員
- 新たな課題に挑戦する職員
- 経営感覚を持つ職員

〔嬉野市〕

- 公務員としての倫理観や使命感をもって公正かつ迅速に職務を遂行する職員
- 自己変革できる職員
- 先見の明で市の魅力を引き出す職員
- 豊かな感性と人間性を持った職員

〔神崎市〕

- 市民思考の目線で考える職員
- コスト意識を持って効率的な行財政運営を行う職員
- 自ら考え、自ら行動する「やる気」と「意欲」のある職員
- 専門性の高い知識や能力を身に付け、的確な職務遂行を行う職員
- 時代の変化に呼応し、積極的に取り組む職員

〔吉野ヶ里町〕

- 町民の立場に立って行動する職員
- 効率性を意識した経営感覚を持つ職員
- 町民に信頼される豊かな人間性を有する職員
- 新たな課題に挑戦する職員

〔基山町〕

- 広い視野と豊かな見識を有し、公正・公平・誠実な行政執行を通じて誰からも信頼される職員。
- 経営感覚を有し、効率的かつ効果的な組織運営を行う職員
- 時代の変化を的確にとらえ、創造力を持ち、実行する職員
- 住民ニーズを理解し、住民とともに考え、協働のまちづくりを推進する職員

〔上峰町〕

- 住民ニーズを理解し、町民目線・地域目線で行動する職員
- 改善・改革意識を持ち、変化に柔軟に対応できる職員
- 組織目標とチームワークを重視し、組織の成果を考えた行動ができる職員
- 組織能力を高めるために、自らの専門能力向上に努め、お互いの知識を積極的に伝承できる職員

〔みやき町〕

- 町民の信頼に応える職員
- 新たな課題に積極的かつ柔軟に対応する職員
- コスト意識と経営感覚を持つ職員
- 自ら能力を高めようとする職員

〔玄海町〕

- 「行政のプロとしての志」と「質の高い仕事力」を有し、新たな行政課題に「積極果敢に挑戦」する職員

〔有田町〕

- チャレンジする職員
- 信頼される職員
- 住民と連携できる職員
- 住民の立場に立って行動する職員
- 広い視野と創造性を持つ職員
- 経営感覚のある職員

〔大町町〕（方策等）

- 組織的に自己啓発を奨励、支援し、評価すること
- 管理監督者が率先して自己啓発に励むこと
- 管理監督者が各職場で職員の自己啓発への取り組みを奨励すること
- 仕事を進めるうえでの議論を活発にすること
- 職務関連の自主的な勉強会を奨励すること
- 研修に参加しやすい職場環境づくりを進めること
- 能力の向上や開発を行うことは職務（仕事）であることを意識させること

〔江北町〕

- 信頼される職員
- 挑戦する職員
- 経営感覚を持った職員
- プロ意識を持った職員

〔白石町〕

- 町民の立場で考え、町民と協働し、町民に信頼される職員
- 広い視野と柔軟性を持ち、改革・改善にチャレンジする職員
- 豊富な知識と豊かな創造性で、高いプロ意識を持つ職員
- 高い人権意識と倫理観を持ち、町民の期待に応えることができる職員
- コスト意識を持ち、効率的な行政運営を遂行する職員

〔太良町〕

- 奉仕者としての自覚と誇りをもって誠実かつ丁寧に町民に対応する職員
- 向上心を失わず、自らを高める努力を惜しまない職員
- 培った知識や経験を同僚や後輩に指導できる職員

10. 「研修受講申込から受講までの流れ」

佐賀県市町村振興協会からの案内等

・各市町へ申込開始メール送付
 (受講申込URL、事前アンケートURL・QRコード等様式添付)
 ※研修によっては3か月前申し込み開始の場合があります。

・各市町へ申込締切メール送付
 (申込名簿を共有)
 ※申込が定員を超えた場合は、受講申込が多い市町へ調整依頼

・最終名簿メール送付
 ・資料データの事前送付[※]
 ※当日配布の研修もある

web研修の場合
 ID・資料等をメール送付

・会場にて資料配布(研修により)
 ・研修終了後、事後アンケートのQRコード等を提示

web研修の場合
 開始30分前よりZoom待機

各市町担当者の対応

・受講申込フォームの入力
 ・事前アンケートを回答(受講希望者)

・名簿を確認し、訂正があれば共有フォルダ内の名簿修正
 (フォルダ有効期限あり)

・名簿を確認し、訂正があれば連絡
 ・資料を受講者へ共有[※]

web研修の場合
 ID・資料等を受講者へ共有

・欠席、変更等がある場合は、早急に連絡
 ・事後アンケート回答

web研修の場合
 ・開始10分前にはZoomへ入室
 ・研修終了後、事後アンケートを回答

2ヵ月前
 申込開始

1ヵ月前
 申込締切

1週間前
 最終確認

研修当日



公益財団法人 佐賀県市町村振興協会ホームページ
<https://www.sinko-saga.jp/>

11. 市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所受講助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人佐賀縣市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村職員の資質向上を図ることを目的として、市町村職員が市町村職員中央研修所（以下「中央研修所」という。）及び全国市町村国際文化研修所（以下「国際文化研修所」という。）が実施する研修に市町村が職員を派遣した場合に市町村に対し、受講経費の助成について、必要な事項を定める。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の対象となる者は、中央研修所又は国際文化研修所における研修を終了した、一般職員（以下「職員」という。）を対象とする。

(助成基準)

第3条 助成金は、中央研修所及び国際文化研修所が定めた研修経費の全額とする。ただし、海外研修費は除くものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を申請する市町村は、別途協会が指定する期日迄に協会に助成金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 中央研修所受講者名簿 (様式第2号)

(2) 国際文化研修所受講者名簿 (様式第3号)

(3) 研修受講決定通知 (写)

(4) 研修終了証 (写)

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 理事長は、前条に規定する申請書を受理したときは、審査のうえ助成金の交付を決定し、その旨を助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 前条に規定する交付決定の通知を受けた市町村が、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人佐賀縣市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

様式第1号

第 号
令和 年 月 日

(公財) 佐賀県市町村振興協会
理事長 峰 達郎 様

団体名
代表者名 印

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所
受講助成金交付申請書

令和 年度市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所受講助成金の交付を受けたいので、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所受講助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 助成金交付申請額 _____ 円

【内 訳】 中央研修所 円
国際文化研修所 円

2 添付書類

- (1) 中央研修所受講者名簿 (様式第2号)
- (2) 国際文化研修所受講者名簿 (様式第3号)
- (3) 研修受講決定通知 (写)
(受講金額が確認できるもの)
- (4) 研修修了証 (写)

様式第3号

全国市町村国際文化研修所受講者名簿

(市町)

受講者の 職氏名	研修科目	研修期間	日数	交付要綱第3条に 規定する助成額
				円
合 計				円